

岩手県告示第615号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成24年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市玉山区渋民地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年9月5日から平成25年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（3級基準点測量）